

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-----------------------|
| 10 | 後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

市川町は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

| | |
|------|----|
| 特記事項 | なし |
|------|----|

評価実施機関名

兵庫県市川町長

公表日

平成30年4月24日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 後期高齢者医療に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を高齢者医療確保法及びこの法律に基づく条例による後期高齢者医療に関する以下の事務を行う。</p> <p>①被保険者資格管理に必要な住民基本台帳を入手し、兵庫県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に提供し、被保険者情報の提供を受ける。 ②保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。 ③後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ④特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 ⑤広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料の徴収期割を決定し、保険料納入額通知書を被保険者に送付する。 ⑥保険料の期割情報、収納情報及び滞納情報を管理する。 ⑦高額医療・高額介護の連携情報を管理する。 ⑧被保険者及び同一世帯員の宛名情報の特定や突合を行うため、共通宛名情報を管理する。</p> |
| ③システムの名称 | <ul style="list-style-type: none">・MCWEL 後期高齢者医療制度システム・兵庫県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(広域連合標準システム)・団体内統合宛名システム・中間サーバ |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 後期高齢者医療情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ・番号法 第9条第1項、別表第一 59項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 照会: 番号法第19条第7号 別表第二 82 提供: 番号法第19条第7号 別表第二 80 83 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康福祉課 |
| ②所属長 | 健康福祉課長 前川勝彦 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| なし | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 市川町 総務課 〒679-2392 兵庫県神崎郡市川町西川辺165-3 Tel:0790-26-1010(代表) |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 市川町 健康福祉課 〒679-2392 兵庫県神崎郡市川町西川辺165-3 Tel:0790-26-1013 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成30年1月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成30年1月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

